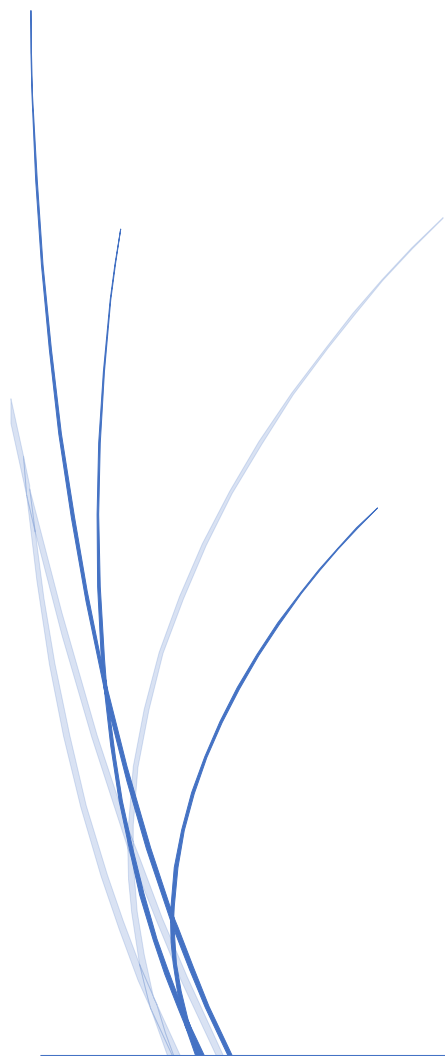


# 第3回 第9期介護保険事業計画等 策定委員会

令和6年1月25日(木) 15:00~16:30

日出町役場 大会議室



# 【次 第】

(進行:介護福祉課 課長補佐 間部 真弓)

## 1 開 会

---

## 2 介護福祉課長あいさつ

介護福祉課長 宇都宮 博

---

## 3 議 事

議長:工藤 都四男 委員長

---

**議題1** 日出町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について

**議題2** 第9期所得段階について

**議題3** 第9期介護保険料の推計について

**議題4** その他

## 4 閉 会

---

### 第3回 第9期介護保険事業計画等策定委員会 出席者名簿

#### (委員)

| No | 団体名及び役職                    | 氏名(敬称略) | 出欠 | 備考         |
|----|----------------------------|---------|----|------------|
| 1  | 日出町区長会 副会長                 | 工藤 都四男  | ○  | 策定委員会委員長   |
| 2  | 日出町民生委員児童委員協議会 理事          | 大原 真知子  | ○  |            |
| 3  | 日出町老人クラブ連合会 会長             | 河野 正光   | ○  | 策定委員会副委員長  |
| 4  | 日出町健康づくり推進協議会 副会長          | 細川 礼三   | ○  |            |
| 5  | 日出町ボランティア連絡協議会 会長          | 阿部 長夫   | ○  |            |
| 6  | 日出町身体障害者福祉協会 会長            | 岩尾 幸六   | ○  |            |
| 7  | 日出町社会福祉協議会 常務理事            | 藤本 英示   | ○  |            |
| 8  | 速見郡杵築市医師会 理事               | 佐登 宣仁   | ×  |            |
| 9  | 杵築速見歯科医師会 常務理事             | 河野 俊貴   | ○  |            |
| 10 | 特別養護老人ホーム暁谷苑 施設長           | 柿本 貴之   | ×  | 施設事業者代表    |
| 11 | 介護老人保健施設サンライズ・ビュー 事務長      | 田邊 正宏   | ○  | 施設事業者代表    |
| 12 | (株)ジュエル藤原 代表取締役            | 佐藤 孝介   | ○  | 地域密着型事業者代表 |
| 13 | (特非)摂食コミュニケーション・ネットワーク 理事長 | 中島 知夏子  | ○  | 地域密着型事業者代表 |
| 14 | 大分県東部保健所 次長兼地域保健課長         | 加来 理香   | ○  |            |

#### (事務局)

| No | 所属・職名            | 氏名     | 備考           |
|----|------------------|--------|--------------|
| 1  | 日出町介護福祉課 課長      | 宇都宮 博  | 地域包括支援センター所長 |
| 2  | 日出町介護福祉課 課長補佐    | 間部 真弓  |              |
| 3  | 日出町介護福祉課 課長補佐    | 坂西 文枝  | 地域包括支援センター次長 |
| 4  | 日出町介護福祉課介護保険係 係長 | 森若 慶太郎 | 事業計画主担当      |
| 5  | 日出町介護福祉課介護保険係 主任 | 室屋 武志  | 事業計画副担当      |

**(参考) 年末に決定を受けた主な事項**

- 介護報酬は、+1.59%の改定。(医療系は6月から)
- 負担割合2割となる範囲の見直しを第9期は行わない。
- 介護給付等における被保険者負担は、第1号が23%、第2号が27%。(双方据置)
- 所得段階及び調整率(標準乗率)、各段階の境界となる標準所得
- 介護用品支給事業は、第9期も地域支援事業として継続
- 国立人口問題研究所のR5人口推計データが公表。

**議題1 日出町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の素案について**

第2回委員会で決議を受けた通り、計画の主構成は、第8期計画から2章削減し、第5章構成にしました。介護福祉課のみならず、日出町が行う高齢者施策を網羅的に掲載しています。なお、項目を整理する上で、骨子案を一部修正しています。

**【計画の構成】**

**第1章 計画の策定にあたって**

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
  - (1) 法令等の根拠
  - (2) 他計画との関係
- 3 計画の期間
- 4 日常生活圏域について
- 5 計画の策定体制
  - (1) 日出町第9期介護保険事業計画等策定委員会の開催
  - (2) 各種調査、パブリックコメントの実施
    - ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ②在宅介護実態調査
    - ③入所申込者実態把握調査 ④パブリックコメント
  - (3) 計画の推進・連携体制
    - ①関係機関との連携 ②進捗状況の管理 ③情報提供の充実

**第2章 高齢者を取り巻く現状**

- 1 人口構造及び高齢者の状況
  - (1) 年代別人口の推移
  - (2) 高齢者世帯数の推移
- 2 介護保険の利用状況
  - (1) 要介護(支援)認定者数・認定率の推移
  - (2) 介護給付費等の推移
- 3 他地域との比較
  - (1) 要介護(支援)認定率の比較
  - (2) 第1号被保険者1人あたり給付月額額の比較
  - (3) 施設・居住系サービス整備状況の比較
- 4 地域で暮らす高齢者の状況
  - (1) 介護・介助の必要性
  - (2) フレイルの状況(運動機能)
  - (3) 認知機能の状況

- (4) 疾病の状況
- (5) 住み慣れた地域で生活していくために求められているサービス

#### 5 第8期計画の評価

- (1) 被保険者数・要介護(支援)認定者数等の評価
- (2) 介護給付費等の評価
- (3) 各取組みの評価
  - ① 自立支援、介護予防又は重度化防止の取組み
  - ② 介護給付等適正化の取組み

#### 6 第9期計画に向けた課題

### 第3章 高齢者福祉の取組み

#### 1 計画の基本理念等

- (1) 基本理念
- (2) 基本方針
- (3) 施策体系

#### 2 【基本方針Ⅰ】 地域における高齢者支援の体制整備の取組み

- (1) 自立した生活を支える安心・安全なまちづくり
  - ① 高齢者の生活を支える人材の育成
  - ② 高齢者の生活を支える団体との連携及びネットワークの強化
  - ③ 高齢者の生活支援
  - ④ 高齢者の安心・安全
- (2) 生きがいとふれあいのあふれるまちづくり
  - ① 地域の高齢者が集う場の整備
  - ② 高齢者の就労支援
  - ③ 高齢者のボランティア活動の促進
- (3) 医療等が必要になっても住み慣れた地域で生活できるまちづくり
  - ① 在宅医療・介護連携の推進
  - ② 認知症対策の推進
- (4) 地域包括支援センターの機能強化
  - ① 人員の確保
  - ② 質・生産性の向上
  - ③ 他機関との協働
  - ④ 地域課題の抽出
  - ⑤ 定期評価に基づく事業の改善

#### 3 【基本方針Ⅱ】 介護予防の推進の取組み

- (1) 介護予防の取組み
  - ① 地域介護予防活動支援事業及び高齢者サロン事業
  - ② 介護予防普及啓発事業
  - ③ 地域リハビリテーション活動支援事業
  - ④ 短期集中介護予防サービス事業
  - ⑤ 一般介護予防評価事業
- (2) 健康づくりの取組み
  - ① 健(検)診、保健指導の実施
  - ② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
  - ③ 生活習慣病予防の取組み
  - ④ 感染症予防の取組み

#### 4 【基本方針Ⅲ】 介護保険事業の円滑な運営の取組み

- (1) 介護保険制度及びその理念の周知
- (2) 介護給付等適正化の取組み
  - ① 要介護認定の適正化
  - ② ケアプラン点検・住宅改修費等の点検、福祉用具購入・貸与調査
  - ③ 医療情報との突合・縦覧点検
  - ④ その他
- (3) 利用者への支援
  - ① 相談・苦情受付体制の充実
  - ② 低所得者の負担軽減の取組み
- (4) 事業者への支援
  - ① ケアマネジメントの質の向上
  - ② 介護サービスの質の向上
  - ③ 介護人材の育成・確保及び介護現場の負担軽減(生産性の向上)

④介護サービス提供体制促進のための施設整備等 ⑤事業所の危機管理

5 高齢者の自立支援、介護予防又は重度化防止、介護給付の適正化等に関する目標

(1) 高齢者の自立支援、介護予防又は重度化防止

(2) 介護給付の適正化等

#### 第4章 介護サービス等の見込み量

1 被保険者数・要介護認定者数の見込み

(1) 第1号被保険者数の見込み

(2) 要介護(支援)認定者数の見込み

2 介護サービスの見込み

(1) 居宅介護サービスの見込み

(2) 地域密着型介護サービスの見込み

(3) 施設介護サービスの見込み

3 介護予防サービスの見込み

(1) 介護予防サービスの見込み

(2) 地域密着型介護予防サービスの見込み

4 地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の見込み

(1) 訪問型サービス及び通所型サービス(基準型・緩和型の見込み)

(2) 短期集中介護予防サービスの見込み

5 事業所の整備方針

(1) 居宅介護支援事業所の整備

①現在の整備状況 ②第9期における整備方針

(2) 地域密着型サービス事業所(居住系除く)の整備

①現在の整備状況 ②第9期における整備方針

(3) 施設・居住系事業所の整備

①現在の整備状況 ②第9期における整備方針

#### 第5章 介護保険料の設定

1 介護保険事業の財源

(1) 介護保険事業の財政構成

(2) 介護保険料の算定方法

2 事業費等の見込み

(1) 介護給付費等の見込み

(2) 地域支援事業費の見込み

(3) その他

(素案)「保険料収納率」を過去6か年平均(99.26%)から3か年平均(99.5%)に変更

3 所得段階別被保険者数の見込み

(1) 所得段階の設定

(2) 所得段階別被保険者数の見込み

4 介護保険料額の算定

(1) 第9期介護保険料の算定

(2) 中長期的な介護保険料の算定

#### 資料編

1 介護保険制度改正のポイント

2 用語の解説

3 介護保険事業計画等策定委員会設置要綱及び第9期策定委員会委員名簿

## 議題2 第9期所得段階について

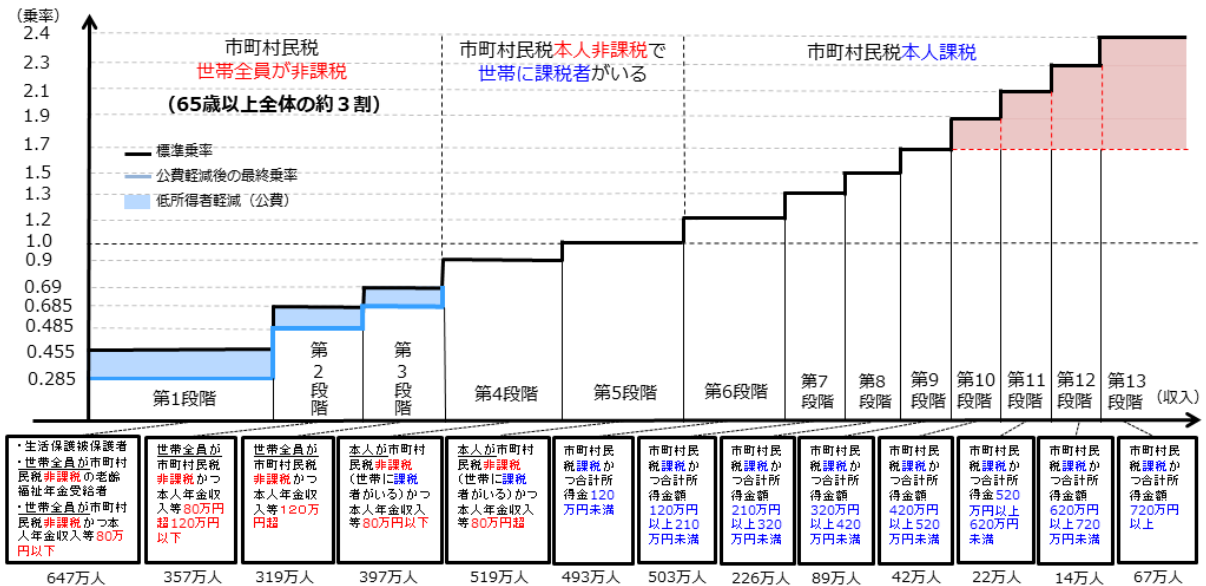
### 1 所得段階見直しの経緯

介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増大を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能の強化されることが、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会にて、介護保険における負担と給付の見直しの中で議論され、令和5年末に結論を得ました。これにより、所得段階は国の基準において9から13に細分化され、1～3段階は調整率を引き下げ、10段階以上は調整率を引き上げるよう決定しています。

【第9期第1号保険料標準段階・乗率】(R5.12.22 社会保障審議会資料)

#### 【参考】第9期計画期間における第1号保険料（標準13段階）

○今回の見直しを踏まえた、第9期計画期間における、標準段階、標準乗率、公費軽減割合、基準所得金額等は以下のとおり。



※被保険者数は、令和5年度厚生労働省老健局介護保険計画課調べ(令和5年4月1日現在の状況により報告)

### 2 町における所得段階見直し

日出町の現行所得段階は、国の基準より1多い10段階で構成していますが、国の改正によりさらに多段階化する必要があります。国の定めるルールに則った上で、高齢者の生活を圧迫しないよう配慮しながら、第9期における所得段階を定めなくてはなりません。

#### 【参考1】「所得段階見直しに係るルール」

- (1) 必ず13段階以上としなくてはならない。
- (2) 本人が住民税非課税である1～5段階は、各段階の境界となる所得を変更できない。  
6段階以上は、特別の事情があれば変更可能。
- (3) 各段階の調整率は、特別の事情があれば変更可能。

#### 【参考2】「現行所得段階における国基準との違い」

- (1) 所得段階が1つ多い。(国：9段階、町：10段階(第10段階の調整率は2.0))
- (2) 第4段階の調整率が異なる。(国：0.9、町：0.84)

【第9期所得段階改正イメージ（パターン①の場合）】

| 第8期   |   |               | 第9期   |   |                         |
|-------|---|---------------|-------|---|-------------------------|
| 所得段階  | 対象者   | 保険料調整率        | 所得段階  | 対象者   | 保険料調整率                  |
| 第1段階  | ・生活保護受給者<br>・世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者又は、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下 | 0.3<br>(0.5)  | 第1段階  | ・生活保護受給者<br>・世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者又は、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下 | <u>0.285</u><br>(0.455) |
| 第2段階  | 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下                   | 0.5<br>(0.75) | 第2段階  | 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下                   | <u>0.485</u><br>(0.685) |
| 第3段階  | 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超                         | 0.7<br>(0.75) | 第3段階  | 世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超                         | <u>0.685</u><br>(0.69)  |
| 第4段階  | 本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下                           | 0.84          | 第4段階  | 本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下                           | <u>0.90</u>             |
| 第5段階  | 本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超                            | 1.0           | 第5段階  | 本人が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超                            | 1.0                     |
| 第6段階  | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満                                   | 1.2           | 第6段階  | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満                                   | 1.2                     |
| 第7段階  | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満                            | 1.3           | 第7段階  | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満                            | 1.3                     |
| 第8段階  | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満                            | 1.5           | 第8段階  | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満                            | 1.5                     |
| 第9段階  | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満                            | 1.7           | 第9段階  | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満                            | 1.7                     |
| 第10段階 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上                                   | 2.0           | 第10段階 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満                            | <u>1.9</u>              |
|       |   |               | 第11段階 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満                            | <u>2.1</u>              |
|       |   |               | 第12段階 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満                            | <u>2.3</u>              |
|       |   |               | 第13段階 | 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上                                   | <u>2.4</u>              |

※（ ）内は本来の調整率です。第1～3段階は、公費により調整率を軽減しています。

【所得段階見直しのポイント（保険料据置と仮定）】

| パターン                              | 課題  |
|-----------------------------------|---|
| ①国基準とする。                          | ○試算値は、第8期比で0.6%の収入減<br>○第4段階（約11.38%）が4,200円ほど負担増 |
| ②第4段階を現行通り（調整率0.84）とし、その他を国基準とする。 | 試算値は、第8期比で1.3%の収入減（①と比較すると、保険料約30円増加）             |
| ③さらに多段階化して現行の財源確保                 | ○段階や調整率を独自に町で定める必要性<br>○追加した段階の調整率大幅引き上げが必要       |



### 議題3 第9期介護保険料の推計について

昨年末に結論を得た令和6年介護報酬改定の改定率は、+1.59%となりました。今後、物価高騰や賃上げの動きがより顕著になれば、第9期中、さらに給付費が増加する可能性があります。第2回委員会で決定した設定方法により、利用数や1人あたり給付費が過小にならないよう配慮しつつ、最新の数値を用いて最終的な推計を行いました。

【保険料算定表】※基金取崩し額を第8期と同額に設定した場合

| 項目  | 第8期            | 第9期            | 第9期対8期比       |
|---|----------------|----------------|---------------|
| ①介護給付費等見込額                                      | 8,487,193 千円   | 8,565,181 千円   | 100.9%        |
| 標準給付費見込額  | 8,032,447 千円   | 8,113,373 千円   | 101.0%        |
| 地域支援事業費見込額                                      | 454,746 千円     | 451,808 千円     | 99.4%         |
| (A)第1号被保険者負担割合                                  | 23.0%          | 23.0%          | 100.0%        |
| ②第1号被保険者負担分相当額(①×A)                             | 1,952,054 千円   | 1,969,992 千円   | 100.9%        |
| (B1)財政調整交付金相当額(標準給付費見込額及び介護予防・日常生活支援総合事業費の5.0%) | 414,396 千円     | 417,890 千円     | 100.8%        |
| (B2)財政調整交付金見込額                                  | 504,459 千円     | 443,568 千円     | 87.9%         |
| 計画期間の1年目  | 150,500 千円     | 150,333 千円     |               |
| 計画期間の2年目  | 153,009 千円     | 147,956 千円     |               |
| 計画期間の3年目  | 161,430 千円     | 145,279 千円     |               |
| (E)保険者機能強化推進交付金等                                | 23,688 千円      | 25,917 千円      | 109.4%        |
| (F)介護給付費準備基金取崩し額                                | 85,000 千円      | 60,000 千円      | 70.6%         |
| ③保険料収納必要額(②+B1-B2-E-F)                          | 1,753,303 千円   | 1,858,397 千円   | 106.0%        |
| (G)予定保険料収納率(直近数年間の平均値)                          | 99.01%         | 99.50%         | 100.5%        |
| (H)所得段階別加入割合補正後被保険者数(計画期間3年間の合計)                | 25,315 人       | 25,374 人       | 100.2%        |
| ④介護保険料基準月額(③÷G÷H÷12月)                           | <u>5,829 円</u> | <u>6,134 円</u> | <u>105.2%</u> |

【基金取崩し額と介護保険料の関係】※基金残高：250,069,134 円

|         |           |            |            |            |
|---------|-----------|------------|------------|------------|
| 基金取崩し額  | 85,000 千円 | 125,000 千円 | 152,300 千円 | 250,069 千円 |
| 基金取崩し率  | 33.99%    | 49.99%     | 60.90%     | 100%       |
| 保険料基準月額 | 6,052 円   | 5,919 円    | 5,829 円    | 5,507 円    |

#### 【参考3】 前回推計との主な変更点

- (1)被保険者数の設定：「H30 人口推計補正データ」⇒「R5 人口推計補正データ」（高齢者数減）
- (2) (1)により、介護サービスの見込み量自然体推計値減少。また、月報及び給付費情報の更新により、係数を更新
- (3)所得段階の段階別所得が確定したため、所得段階別被保険者数を再計算
- (4) 保険者機能強化推進交付金等について、R6 予定収入額が通知されたため更新。（大幅減）

#### 【参考4】 厚労省への保険料の報告

- 第1回報告（10月） 6,057 円（基金取崩し額6,000万円）
- 第2回報告（12月） 6,077 円（基金取崩し額6,000万円）
- 第3回報告（1月） 6,134 円（基金取崩し額6,000万円）

## 議題4 その他

### I 計画策定スケジュール及び策定委員会日程について

#### (1) 全体スケジュールについて

|                     | 令和5年 |        |     |        | 令和6年  |      |      |
|---------------------|------|--------|-----|--------|-------|------|------|
|                     | 9月   | 10月    | 11月 | 12月    | 1月    | 2月   | 3月   |
| 基本データ・資料分析          | ←→   |        |     |        |       |      |      |
| 事業計画における施策・事業の実績評価  | ←→   |        |     |        |       |      |      |
| サービス見込量及び介護保険料の算定   |      | 6,057円 |     | 6,077円 | 3回目報告 |      | 最終報告 |
| 各種施策の整理及び検討         |      |        | ←→  |        |       |      |      |
| 計画書原案の作成            |      |        | ←→  |        | 素案完成  | 最終調整 |      |
| パブリックコメントの実施        |      |        |     |        | ←→    |      |      |
| 策定委員会の開催            | 第1回  |        | 第2回 |        | 第3回   | 第4回  |      |
| 町長への答申              |      |        |     |        | 最終確認  |      | ←→   |
| 介護保険料の決定(介護保険条例の改正) |      |        |     |        |       |      | ←→   |

#### (2) パブリックコメントについて

- 実施期間：1月最終週～2月16日(金) ※町ホームページにより
- 意見収集方法：電話、FAX、電子メール
- 備考：・庁内関係機関にも意見照会  
・収集した意見、処理結果は、第4回策定委員会にてお知らせします。

#### (3) 第4回策定委員会の主な審議内容について(2月下旬開催予定)

- 日出町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 最終調整
- 計画の承認及び答申内容  
※町長への答申は、3月初旬に委員長が行います。

#### 【第4回策定委員会での決定を予定する事項(予定)】

- ・計画の内容の最終確認
- ・介護保険料や高齢者福祉・介護保険事業の方針などについて、町長へ答申する内容